

意見交換

- (1) 防災・減災対策の推進（受援体制整備とタイムラインの市町展開等）
  
- (2) 森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）の創設に伴う市町への積極的な支援について
  
- (3) 自治体戦略 2040 構想について

意見交換の趣旨

知事ほか県幹部職員と県内市町長が、全県的な課題について自由に意見交換することにより、喫緊の課題における現状認識及び課題把握、今後の方向性などの共通認識を醸成させるとともに、その場で頂いたご意見やご提言等については、今後の政策の展開に生かしていくものとします。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会  
意見交換テーマシート

組織名： 三重県市長会（津市）

意見交換テーマ	森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）の創設に伴う市町への積極的な支援について
<p>森林の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目的として、平成 30 年 5 月 25 日に森林経営管理法が成立し、平成 31 年度からは森林環境譲与税（仮称）の譲与が開始されることとなっており、今後は、市町が主体となって適切に管理が行われていない森林の経営管理の確保や森林整備を実施することになる。</p> <p>これに向けて、現在、各市町において森林所有者への意向調査の準備や対象地域の選定等が進められているところであるが、県内市町の多くが林業選任の職員を配置しておらず、今後の事業実施体制に課題がある。県においても同税を財源としてみえ森林・林業アカデミーを設置し、市町職員のレベルアップに係る支援を行うとしているが、これにとどまらず、専門的・技術的知見を有する人材の拡充や市町の取組を積極的にバックアップする体制の構築など、実施主体である市町へのさらなる人的・技術的支援が望まれる。</p> <p>森林の経営管理を効果的に実施していくことは治山などの森林保全にもつながることから、国・県・市町が一体となった取組を進めるためにも、各市町の意向や実情について意見交換が必要と考えるため。</p>	
<p>● 協議していただきたいポイント</p> <p>市町の取組への積極的なバックアップ体制の構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町への人的・技術的支援</li> <li>・県における専門的・技術的知見を有する人材の拡充</li> <li>・市町職員のレベルアップに係る支援</li> </ul>	

## 資料1

# 平成31年度地方税制改正(案) (個人住民税関係)

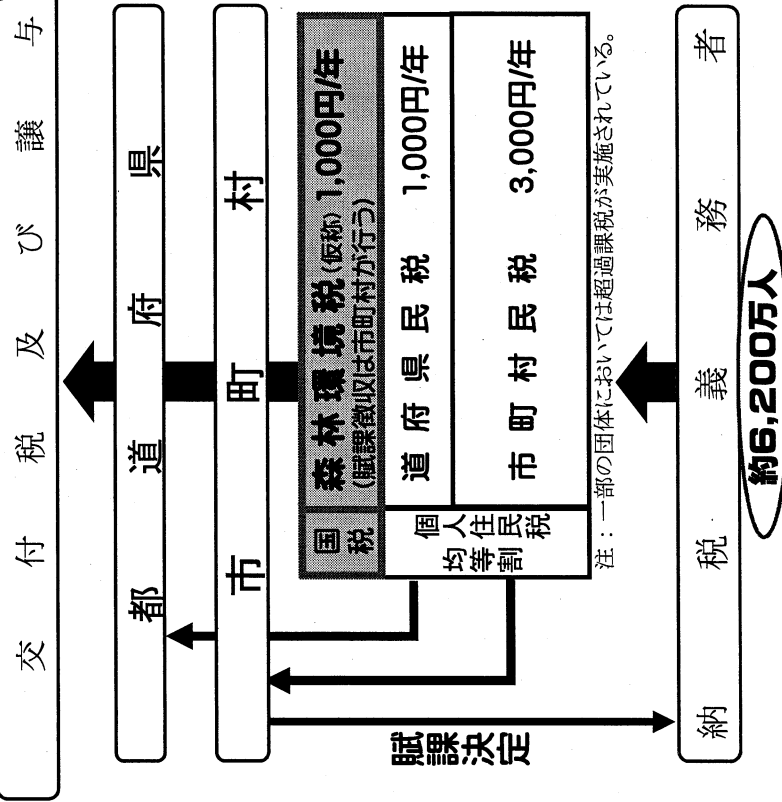
# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要なたり財源を安定的に確保する観点から、平成30年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

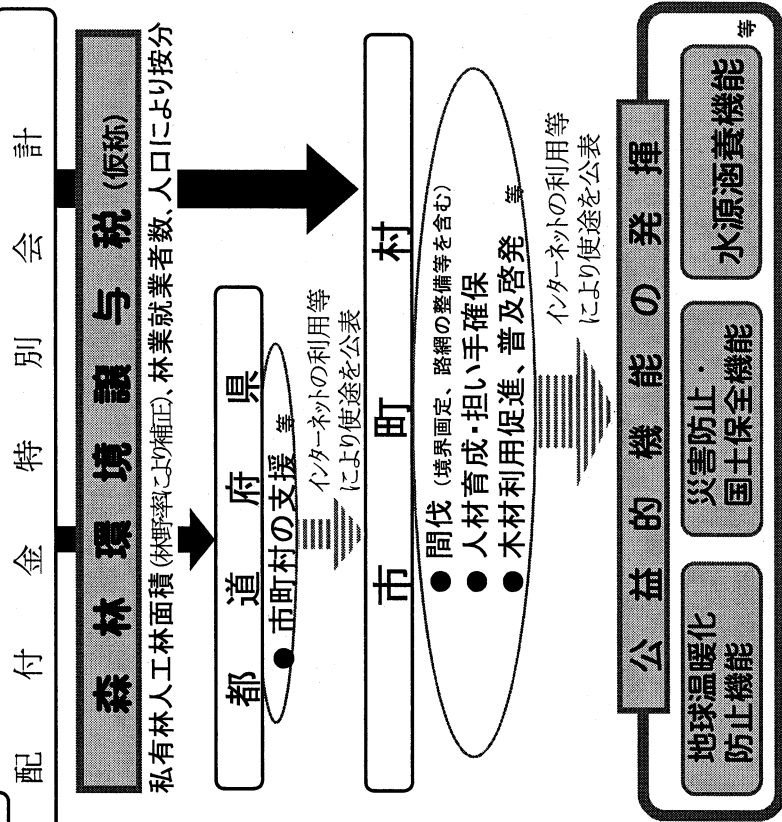
※森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するための法律案を平成31年通常国会に提出。

## 【制度設計イメージ(案)】

### 平成36年度から施行



### 平成31年度から施行





## 森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）の創設に伴う市町への積極的な支援について

### （現状）

森林経営管理法に基づく「新たな森林経営管理制度」においては、市町が森林所有者の意向調査を行い、条件不利地等の森林について所有者からの委託を受け、市町に経営管理権を設定し、意欲と能力のある林業経営者に再委託、若しくは、市町自らが管理し間伐等の施業を行うなど、市町が重要な役割を担うこととなります。

一方、現在、林業専任の職員を配置している市町は8市町（亀山市、津市、松阪市、大台町、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、合計27名）にとどまるなど、県内の多くの市町では、新たな業務を執行する体制が十分とはいえない状況にあります。

県としても、平成31年4月から導入される森林環境譲与税（仮称）を活用して、市町の業務推進をサポートするための支援体制を整備するとともに、森林整備を促進するために不可欠な担い手の確保・育成に努めることが重要と考えています。

## 1 市町の取組への積極的なバックアップ体制の構築について

### （1）市町への人的・技術的支援

県では、これまで、林業普及指導員をはじめ地域機関ごとに市町の事業構築等を支援してきたところであり、引き続き市町における事業執行を支援することとしています。

来年度は、さらにこの体制を拡充して普及員の活動を補完するため、県域の林業団体等にアドバイザーを配置し、市町からの相談対応及び巡回指導を行うなど、市町の支援窓口を設置することとしています。

### （2）県における専門的・技術的知見を有する人材の拡充

県の森林総合監理士や林業普及指導員等についても、これまで以上に、専門的な知見を生かして市町への指導・助言が行えるよう、各種講座や研修の受講を促進するなど、計画的に育成してまいります。

### （3）市町職員のレベルアップに係る支援

森林管理に携わる市町および「意欲と能力のある林業事経営者」の森林整備の推進等に果たす役割が大きくなることから、「みえ森林・林業アカデミー」を本年4月に本格開

講し、職場で担う役割に応じた3つの育成コースや市町職員を対象とした講座等を実施することで、新たな視点や多様な経営感覚を有する林業人材の育成や、市町職員のスキルアップ等を行ってまいります。

#### (4) 効率的に森林整備を進めるための支援

市町が実施する森林の整備や境界明確化等の効率的な実施につなげるほか、災害発生の危険性の高い地域等を詳細に把握するなど、災害に強い森林づくりをより効果的に進めるため、県では、みえ森と緑の県民税を活用して航空レーザ測量を実施することを検討しています。

また、航空レーザ測量により取得した情報や解析データを活用し、市町が森林整備の実施や境界明確化などの計画策定等をより効果的に進めることができるよう、活用モデルを作成して市町に提供していきたいと考えています。

なお、航空レーザ測量によって得られる詳細な森林資源情報や、精度の高い3次元地形データなどの情報は、森林クラウド等により市町と共有し、市町による森林の適正な管理の推進を支援していきたいと考えています。

# 「みえ森林・林業アカデミー」市町職員講座について

## 1. 市町職員講座の目的

森林・林業などに関する知識を有し、森林環境譲与税及び森林経営管理法を活用した市町域内の森林整備等を主体的に進められる市町職員を育成します。

## 2. カリキュラム概要

必修科目のみ受講の場合6日間、選択科目を含めて全て受講の場合最大11日間

時 期	区 分	研修科目		第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
				9:00～10:20	10:30～11:50	13:00～14:20	14:30～15:50	16:00～17:00
				講座内容		講座内容		
1	4月22日	林業一般	必修	・森林保全		・日本の林業政策	・日本の木材産業政策	・三重県の林業政策
2	5月	森林・林業基礎 ※「地域林政アドバイザー講座」を兼ねる	選択必修	・市町村森林整備計画 ・伐採届出 ・所有者届出制度		・林地開発許可制度 ・保安林制度		ふりかえり (討議・質疑)
3	5月			・森林経営計画の作成		・森林境界明確化 ・施業集約化		ふりかえり (討議・質疑)
4	5月			・林地台帳の整備・運用 ・森林GIS(クラウド)		・伐採・造林及び路網整備 ・森林経営管理法 ・森林環境譲与税		ふりかえり (討議・質疑)
5	6月	森林GIS操作基礎研修	選択	・森林GIS操作基礎①		・森林GIS操作基礎②		ふりかえり (討議・質疑)
6	6月			・森林GIS操作基礎③		・森林GIS操作基礎④		ふりかえり (討議・質疑)
7	6月	森林の新たな利活用	必修	・国有林野利活用		・森林を生かすICT活用 (公共団体の先進事例)		ふりかえり (討議・質疑)
8	7月	森林整備・管理	選択必修	・公有林活用 (公共団体の先進事例)		・FSC認証、地域材活用 (公共団体の先進事例)		ふりかえり (討議・質疑)
9	7月	森林資源利用		・森林資源の活用 (公共団体の先進事例)		・都市部での木材利用推進 ・港モデル(公共団体の先進事例) ・グループワーク		ふりかえり (討議・質疑)
10	8月	森林環境譲与税を活用した施策立案	必修	・地方創生		・施策立案ワーク		ふりかえり (討議・質疑)
11	8月			・施策立案ワーク		・施策立案ワーク	・立案施策の発表・講評	

・「必修」は全て受講する。

・「選択必修」は、少なくとも1日を選択し受講する。

・「選択」は内容に応じて、希望する講座を選択し受講する。

※「地域林政アドバイザー」の認定を希望する者は、「森林・林業基礎」を全て受講する必要がある。

なお、「地域林政アドバイザー講座」は、市町職員以外も受講を可とする。

## 3. 募集について

市町職員講座の募集要項を3月初旬に各市町の担当部署あてご案内いたします。



「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会  
意見交換テーマシート

組織名： 三重県市長会（名張市）

意見交換テーマ	自治体戦略 2040 構想について
<p>平成 30 年 3 月に社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計で、地方のほとんどの自治体が人口減少に歯止めがかからず、加速している状況が明らかになっている。これを受け、平成 29 年 10 月に総務省で「自治体戦略 2040 構想研究会」が立ち上がり、この社人研の人口推計などを基に研究の成果報告書がまとめられた。この報告書では、2040 年は団塊世代が 90 歳代、団塊ジュニア世代が 66 歳以上になり、高齢者人口のピークを迎える年であり、人口減少によって自治体が立ちいなくなる、また社会保障が立ちいなくなる自治体が出てくると推測されている。その対応として「新しい公共私の協力関係の構築」「AI、行政の標準化などによるスマート自治体化」「圏域マネジメントと県・市の二層制の柔軟化」が新たな自治体行政の形として提案されている。この報告を踏まえ、首相の諮問機関である地方制度調査会の議論がスタートした。</p> <p>この地方制度調査会の議論に関しては、地方自治のあり方は、地域の実情を知っているそれぞれ地方自治体の意見の下に議論がされるべきであると考えており、我々地方自治体としても国や地方制度調査会に対して提案をしていくこととしている。</p>	
<p>● 協議していただきたいポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体戦略 2040 構想研究会の報告内容や地方制度調査会で議論されている内容などについて、各首長と意見交換を行いたい。</li> </ul>	

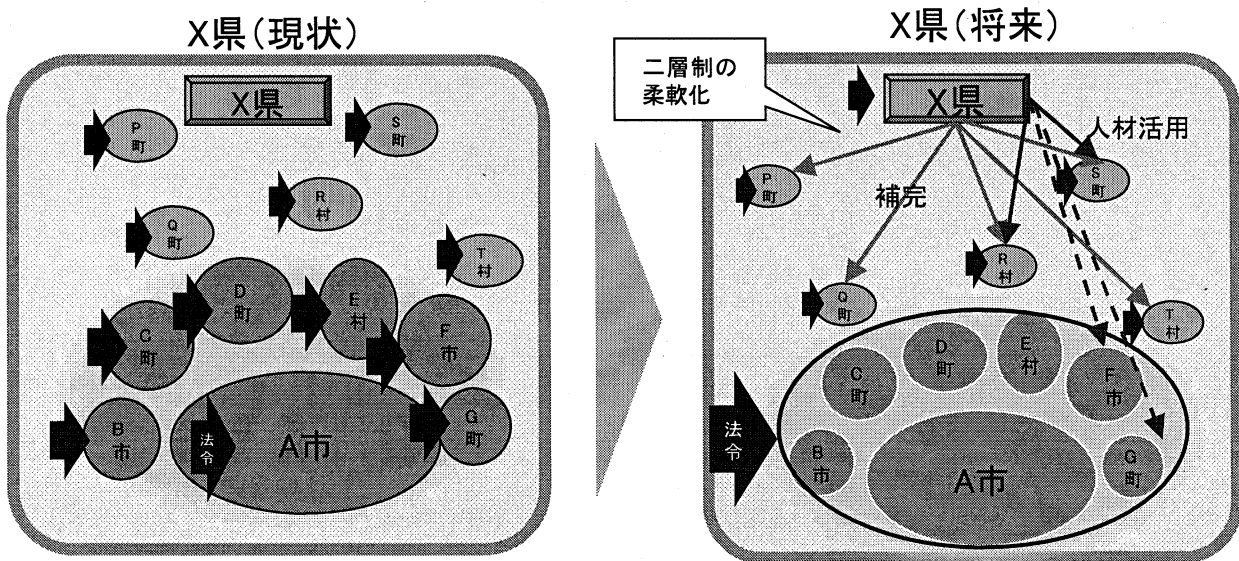
## 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

### <地方圏の圏域マネジメント>

- 個々の市町村が**行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし**、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
  - 現状の連携では対応できない**深刻な行政課題への取組**を進め、広域的な課題への対応力(**圏域のガバナンス**)を高める仕組みが必要。
  - **個々の制度に圏域をビルトイン**し、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ **圏域単位で行政を進めること**について**真正面から認める法律上の枠組み**を設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

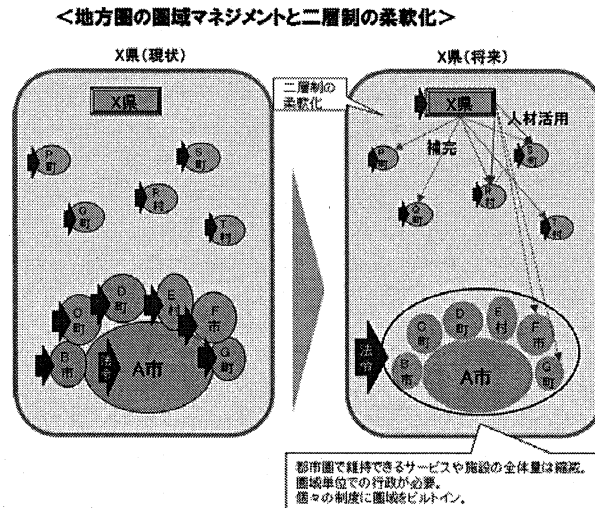
### <二層制の柔軟化>

- **都道府県・市町村の二層制を柔軟化**し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では**都道府県が市町村の補完・支援**に本格的に乗り出すことが必要。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、**専門職員を柔軟に活用**する仕組みが必要。



都市圏で維持できるサービスや施設の全体量は縮減。  
圏域単位での行政が必要。  
個々の制度に圏域をビルトイン。

### 3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化



#### (1) 圏域単位での行政のスタンダード化

- ◆ 地方圏の9割以上の市町村では、今後、人口減少が見込まれている。地域の中心都市も、今後は人口が減少する。指定都市や中核市も例外ではない。このままでは高度医療や高等教育、交通結節機能、ビジネス支援機能、商業施設など都市の集積を基盤として圏域全体の生活や産業を支えてきた都市機能は維持できなくなる。
- ◆ 人が人とのつながりの中で生きていける空間を形成し、人々の暮らしを保障していくためには、個々の市町村が行政のフルセット主義と他の市町村との勝者なき競争から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能等を守り抜かなければならない。機能する都市空間を失ってしまう都市圏の出現を防ぐ必要がある。
- ◆ 現状の連携では、中心都市の施設の広域受入れ、施設の相互利用、イベントの共同開催など利害衝突がなく比較的連携しやすい分野にその取組が集中している。都市機能（公共施設、医療・福祉、商業等）の役割分担など、負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成は容易ではないが、圏域単位での対応を避けては解決できない深刻な行政課題への取組を進めるための仕組みをつくらなければならない。圏域内の市町村間の利害調整を可能とすることで、深刻化する広域的な課題への対応力（圏域のガバナンス）を高めていく必要がある。
- ◆ まちづくりや産業など、圏域単位での政策遂行が合理的な制度・政策についても、現在は、圏域が主体となることを前提とした制度設計が行われていない。圏域での政策遂行を促進するためには、個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化など、広域調整のボトルネックを飛び越える手立てが不可欠である。
- ◆ 人口の縮減とともに、都市圏全体として維持できる第三次産業、行政サービス、公共施設、インフラ、医療資源等の全体量も縮減する。生活の維持に不

不可欠なニーズを満たすことができる空間を地方圏で確保するためには、圏域の中心都市が有する圏域全体を支える都市機能の集積維持が必要である。都市機能が集積した中心都市と圏域内の物理的な距離は ICT で積極的に補完していく必要がある。

- ◆ 地域が生活実態等に合わせて自主的に形成した圏域を、自治体と各府省の施策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるプラットフォームとする必要がある。このためには、圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、圏域の実体性を確立し、顕在化させ、中心都市のマネジメント力を高め、合意形成を容易にしていく方策が必要ではないか。
- ◆ 圏域全体の経済をけん引するハブを形成するためには、企業家が社会貢献にとどまらず経済合理性に基づきその取組に参画できるようにする必要がある。

## (2) 都道府県・市町村の二層制の柔軟化

- ◆ 今後、極小化した市町村が増加する。平成の合併前でも 7 団体に過ぎなかった人口 5 百未満の極小化した団体が、2040 年には 28 団体になると見込まれる。平成の合併時の将来人口推計から大きく下振れし、当時想定していなかった急激な人口減少が起こっている。生産年齢人口の急減により、極小化した市町村では役場の維持のために必要な労働力の確保が困難になる。人口一人当たりのインフラ（水道等）維持管理コストも急増する。年少人口の減少により、小中学校の生徒数が数名となる町村も現れることが想定される。
- ◆ 人口減少が先行して進んできた県では、道路インフラ長寿命化など県が市町村の事務を受託する取組や県と市の職員が働く場を共有して地域の課題解決に取り組む事例など、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きが顕著になっている。他方、現状では市町村の補完に積極的に取り組む都道府県は少数派にとどまる。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築を進めていくことが求められる。
- ◆ 都道府県は区域内に責任を有する広域自治体として、都道府県の根幹的な役割の一つである補完機能、広域調整機能を発揮し、核となる都市のない地域の市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要である。大都市等を中心とした圏域内の行政は大都市等による市町村間連携にゆだね、都道府県の補完のほか支援の手段がない市町村にリソースを重点化する必要がある。
- ◆ 小規模市町村では専門職員の不在が生活に不可欠なインフラ維持管理等の足かせになる。都道府県や市町村の組織の垣根を越えて、希少化する人材を柔軟に活用していく仕組みを構築する必要がある。

## (3) 圏域を越えた結いのネットワークの形成

- ◆ 防災や医療、介護など、遠隔地との助け合いが必要な行政分野も存在する。圏域を越えた広域分散型の自治体間連携は、行政サービス提供の持続可能性を高め、地域間の新たな人の流れを創発する。